

「パブリック・コメント」を実施

行政機関が条例や計画などを策定する過程において、その目的・方針・施策などを公表し、市民や関係者の皆さんからご意見を募集する「パブリック・コメント」――。

市は、市内に在住・在勤・在学する人を対象に、策定を進めている7件の計画(素案)に対する「パブリック・コメント」を実施します。

皆さんの声を反映する機会ですので、ぜひご意見をお寄せください。

共通項目

- *素案・意見書／市政情報コーナー（市役所1階高齢介護課の南）や各担当課、各地域事務所、各市民サービスセンター、各地区センターなどに備え付け ※素案は、市HPからダウンロード可
- *提出方法／①住所・氏名・連絡先などを記入した意見書を郵便（〒503-8601 大垣市丸の内2-29）またはファクスで各担当課へ ②市HPの「パブリック・コメント」からも提出可 ※電話による受け付けは不可
- *備考／ご意見の概要と、それに対する市の考え方を市HPで公表 ※提出者の個人情報公表しません

1. 大垣市都市計画マスタープラン

*目的／都市づくりの基本理念や土地利用、道路・公園・下水道などの都市施設の整備に関する基本方針を明らかにする

*募集期間／12月19日～1月17日(必着)

*提出・問合せ先／都市計画課 (FAX81-4869、☎47-8694) へ

2. 大垣市立地適正化計画まちづくり方針

*目的／住宅と医療・福祉・商業などの利便施設がまとまって立地するように誘導し、公共交通と連携したまちづくりを進める

*募集期間／12月19日～1月17日(必着)

*提出・問合せ先／都市計画課 (FAX81-4869、☎47-8694) へ

3. 大垣市都市計画道路の見直し基本方針

*目的／高度経済成長による市街地拡大や、自動車交通量の増大を前提に計画された都市計画道路の見直し基本方針を示す

*募集期間／12月19日～1月17日(必着)

*提出・問合せ先／都市施設課 (FAX81-4869、☎47-8419) へ

4. 大垣市第三次障害者計画

*目的／国や県の動向、社会情勢の変化などに対応した市の障がい者福祉施策を進めるための基本的な方針を示す

*募集期間／12月20日～1月18日(必着)

*提出・問合せ先／障がい福祉課 (FAX81-5500、☎47-7298) へ

5. 大垣市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

*目的／温室効果ガスの排出抑制の施策を、総合的かつ計画的に実施し、地球温暖化対策を推進する

*募集期間／12月22日～1月20日(必着)

*提出・問合せ先／環境衛生課 (FAX81-3347、☎47-8563) へ

6. 大垣市公共施設等総合管理計画

*目的／公共施設などの将来の需要を見通した上で、総合的かつ計画的に管理する基本的な方針を示す

*募集期間／12月22日～1月20日(必着)

*提出・問合せ先／契約課 (FAX81-4460、☎47-8394) へ

7. 大垣市多文化共生推進指針

*目的／外国人市民と日本人市民がお互いを理解して地域社会を形成していくため、今後の多文化共生施策の方向性を示す

*募集期間／12月22日～1月20日(必着)

*提出・問合せ先／まちづくり推進課 (FAX81-7800、☎47-8546) へ

審議会を傍聴してみませんか

交通安全対策会議		担当：生活安全課(☎47-7386)
12月20日(火) 13:30~14:30	市役所本庁舎 4階大会議室	
・第10次大垣市交通安全計画について		
社会教育委員の会		担当：社会教育スポーツ課(☎47-8039)
12月20日(火) 14:00~16:00	情報工房 5階セミナー室	
・地域社会教育推進事業について		
市制100周年記念事業基本構想策定委員会		担当：まちづくり推進課(☎47-8543)
12月26日(月) 13:30~14:30	市役所本庁舎 3階第2委員会室	
・市制100周年記念事業基本構想について		

高齢者福祉計画の策定に向けた「市民アンケート調査」にご協力をお願いします

市は、介護保険制度の事業運営などを定めた高齢者福祉計画（第7期介護保険事業計画）の策定に向けたアンケート調査を行います。

12月下旬以降に、無作為抽出した3,500人に調査票を郵送しますので、皆様のご協力をお願いします。

詳しくは、高齢介護課（☎47-7409）へ。

*調査対象／無作為抽出した65歳以上の市民3,500人

*調査内容／市民の健康状態や生活習慣、介護サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズなど

*回答方法／調査票を、同封されている返信用封筒で返送(切手不要)

*備考／無記名によるアンケート方式で、結果は統計的に処理します



証明書コンビニ交付サービスの一時停止

システム保守作業のため、12月22日(木)の午後2時から終日、マイナンバーカード（個人番号カード）および住民基本台帳カード（住基カード）を利用した「証明書コンビニ交付サービス」のご利用ができません。

なお、停止時間を変更する場合は、市HPでお知らせします。

詳しくは、窓口サービス課（☎47-8764）へ。

戦没者等の遺族の皆さまへ 特別弔慰金を受付中

市は、国が支給する戦没者等のご遺族への第10回特別弔慰金について受け付けを行っています。まだ請求が済んでいない遺族の人は、手続きをしてください。

なお、申請済の人は、県での審査に時間を要しており、国債交付が遅れています。国債が交付されましたら、市から通知書を送付しますので、しばらくお待ちください。

*対象／戦没者死亡当時の遺族で、戦没者の子どもや兄弟・姉妹、生計が同一の三親等内親族のうち1人

*支給額／額面25万円の5年償還の記名国債

*請求期限／平成30年4月2日

*請求窓口／社会福祉課（☎47-7256）へ

申告の準備は、お早めに！

▶▶▶「収入」と「必要経費」に分けて記帳を！◀◀◀



平成26年1月から、営業・農業・不動産・山林所得のある業務を行うすべての人は、その収支を記帳し、帳簿などを保存することが義務付けられています。

日々の記帳をされていない人は、1月から12月までの伝票や領収書などをもとに、「収入金額」と「必要経費」に分けて帳簿を作成してください。

なお、収支の計算が分かりやすい「収支計算のしおり」は、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▶▶▶個人番号の記入と本人確認について◀◀◀

社会保障・税番号制度（マイナンバー）導入により、平成28年分から申告者の個人番号が必要になります。また、配偶者控除および扶養親族を申告する場合、配偶者などの個人番号も必要です。

なお、申告書を提出する際には、本人確認のため、申告者の下記①～③のいずれかを提示してください。

- ①個人番号カード（マイナンバーカード）
- ②通知カードと身分証明書（運転免許証、パスポートなど）
- ③個人番号が記載された住民票（写し）と身分証明書

問合せ

課税課市民税グループ（☎47-8179）へ